（別紙３）

**【リスク分担表】○印が、リスク負担者**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 内容 | 負担者 |
| 大阪府 | 指定管理者 |
| 法令の変更 | 管理運営業務に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く） |  | ○ |
| 金利・物価 | 金利および物価の変動(\*１) |  | ○ |
| 許認可の取得 | 管理運営業務に必要な許認可取得の遅延 |  | ○ |
| 資金調達 | 必要な資金確保 |  | ○ |
| 周辺地域・住民・利用者への対応 | 施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応地域との協調 |  | ○ |
| 安全性の確保 | 管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む） |  | ○ |
| 管理運営業務および事業の中止・延期 | 教育委員会の責任による中止・延期 | ○ |  |
| 指定管理者の責任による中止・延期 |  | ○ |
| 指定管理者の事業放棄・破綻 |  | ○ |
| 上記以外の場合 |  | ○ |
| 応募コスト | 応募コストの負担 |  | ○ |
| 引継コスト | 前指定管理者からの施設運営の引継ぎおよび指定管理者交代に伴う新指定管理者への引継ぎに必要なコストの負担 |  | ○ |
| 維持補修 | 指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修 |  | ○ |
| 教育委員会の発意により行う施設・設備・外構の維持補修 | ○ |  |
| 施設・設備・外構の保守点検、法定点検、日常の維持補修及び小規模の災害による維持補修  |  | ○ |
| 施設・設備・外構の経年劣化によって必要となる大補修 | ○ |  |
| 指定管理者の責によって必要となる施設・設備・外構の補修 |  | ○ |
| 法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合） | ○ |  |
| 大規模な災害を原因とする施設・設備・外構の補修 | ○ |  |
| 第三者による事故等を原因とする施設・設備・外構の補修 |  | ○ |
| 宣伝広告 | 管理運営業務に関する一切の宣伝・広告費 |  | ○ |
| 資料の作成 | 教育委員会の求めによる管理運営業務に関する資料の作成 |  | ○ |
| 運営の改善 | 指定管理者評価委員会(\*２)の意見等に基づき、大阪府として改善が必要と決定したもの |  | ○ |
| 市場環境の変化 | 利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振もしくは利用料収入等収益の減少 |  | ○ |

(\*１)通常の範囲内のインフレ（経済成長、通貨供給拡大等）、デフレについては指定管理者の負担とし、急激でかつ通常予測不能な物価変動については協議によりリスクを分担する。

(\*２) 指定管理者評価委員会とは、大阪府附属機関条例（昭和27年12月22日大阪府条例第39号）第２条第２項で設置される

委員会をさすものとする。